

令和5年度 第1回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：令和6年2月14日（水）午後1時～

2 場 所：静岡県庁本館4階特別会議室・WEB

3 出席者：8名

4 議 事

（1）審議事項

- ・次期静岡県国土利用計画の策定について
- ・静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について

（2）報告事項

- ・森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について

5 配布資料

- ・次第、委員名簿、配席図
- ・【資料1】次期静岡県国土利用計画の策定について
- ・【資料2-1】令和4年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について
- ・【資料2-2】令和4年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）説明資料
- ・【資料3-1】令和4年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
- ・【資料3-2】令和4年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について説明資料
- ・参考資料 静岡県国土利用計画審議会条例

令和5年度静岡県国土利用計画審議会

令和6年2月14日

【司会】 ただいまから、令和5年度静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます政策推進局総合政策課の鈴木と申します。

今回の審議会は、ウェブを併用した開催とさせていただいております。

まず、委員の皆様の出席状況についてですが、当審議会委員16名のうち、4名のウェブ参加を含む合計8名の皆様の御出席をいただいておりますこと、静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

本来ならば、委員の皆様全員の御紹介を行うところではありますが、時間の都合もございますので、誠に勝手ながら、お手元にお配りしてあります委員名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

本日の審議会は、国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱に基づき公開いたします。また、会議録につきましても、委員の皆様にご確認いただいた後に公開いたしますので、御承知おき願います。

ウェブ参加の委員の皆様には、音声設定についてですが、発言しないときは、音声設定をミュートにさせていただき、発言する際に音声設定をオンにするようお願いいたします。

それでは、審議会開催に当たりまして、政策推進担当部長の石川から、御挨拶を申し上げます。

【部長】 県の政策推進担当部長の石川でございます。

委員の皆様方におかれましては、本日大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

本審議会は、国土利用計画法に基づき、県土の利用に関する基本的な事項や土地利用に関する重要事項を審議していただくことを目的として、16名の皆様方に委員をお願いしているものでございます。

本日の審議会では、次期静岡県国土利用計画の策定と静岡県土地利用基本計画図の一部

変更について御審議をお願いしたいと思っております。

次期静岡県国土利用計画の策定については、令和5年7月に閣議決定された新たな国土利用計画の全国計画の概要、及び、来年度の県の国土利用計画の作成スケジュールについて御説明させていただきます。

また、静岡県土地利用基本計画図の一部変更につきましては、土地利用基本計画に基づく農業地域、自然保全地域、森林地域の変更が計31件ございますので、御意見を賜りたいと考えております。

また、森林地域の変更につきましては、森林部局におきまして、林地開発行爲の精査を行った結果、昨年度までに本審議会に諮問すべきであった案件9件が未諮問のままであることが判明いたしました。原因や再発防止策等につきましては、後ほど御説明させていただきますが、本来のルールによらない事務手続があったということに対しまして、深くお詫び申し上げるものでございます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様方には、御専門の立場から、また幅広い見地から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、議事に入ります。

以後の議事進行につきましては、審議会条例の定めにより、松木会長にお願いいたします。

【会長】 それでは、これから令和5年度静岡県国土利用計画審議会を開催いたしますが、その冒頭に、私から一言御挨拶を申し上げます。

申すまでもなく、本年1月1日能登半島地震が発生しまして、多数の死者や建物被害など甚大な被害をもたらしました。テレビでも報道されていますとおり、現在においても厳しい状況で、多くの方が2次避難の中で苦しい暮らしを送っていらっしゃいます。

こうしたことは、東西に長くかつ南北にも長いという地理条件を持っている静岡県でも同様でありまして、このリスクについて、私たちは今般の課題を教訓にしなければならぬというふうに考えます。

昨年7月に閣議決定された国土利用計画の全国計画において、基本方針として「事前防災、事前復興の観点からの地域づくり」というところが掲げられております。

事前防災、事前復興、これは全く違う概念でございますけれども、大ざっぱに言いまして、救援、復旧活動の拠点がやはり重要である。あるいは、瓦礫の仮置場が重要である。

1次避難とか2次避難の、あるいは仮設住宅の場所が重要である。それから、復旧を早くしなければ、2次避難が長引いて結果的に町がなくなってしまう。こういった課題が浮き彫りになっています。全て、そのための場所が要になってこようかと思います。つまり、都市、農地、森林をいかに適切にかつ柔軟に土地利用をしていくのか。これが我々の今、目の前にある課題であろうと思います。

こうした総合調整のプラットフォームとして存在しているのが、国土利用計画審議会です。都市とか農地とか、そうした様々な乗客を乗せて、そのときそのときの社会が求めるゴールに向かっていく。そのためにも、このプラットフォームにお集まりの皆様の積極的なコミットメントをお願い申し上げます。

この計画、これからつくろうとしている各種計画に向けて、本審議会における皆様方の御意見あるいは議論、これがしっかりと計画に反映される、これを期待申し上げまして、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、議事に従いまして、まず1番、審議事項、次期静岡県国土利用計画の策定について、資料1に基づいて事務局から御説明をお願いします。

<次期静岡県国土利用計画の策定について>

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、このまま2号議案の静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について説明をしていただいて、その後に皆様から意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

<静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について>

【会長】 ありがとうございます。

ただいま、議案として、1号と2号、最初が、次期の静岡県国土利用計画の策定について、それから、議案の2号として、31件に上る土地利用計画の変更の案件が説明ありましたけれども、2つに切り分けて御意見を頂戴したいと思います。

まずは、次期の静岡県計画として、令和6年度に計画をつくると。本年6月には骨子の案がこの審議会に出てくるという御説明でございました。

現在の段階では、まだ国の方針をこうして御紹介したというところでとどまっておりますけれども、本日、今この時点で何かこれだけは言っておきたいという御意見等ございましたら頂戴したいと思います。各委員の皆様の積極的な御意見をお待ちしております。御意見のある方、ウェブでも結構ですので、何らかのアクションをしていただければ、事務局の方でそれを捉えてくれると思います。よろしくをお願いします。

【委員】 議案の2のほうにも関連するんですけれども、今、農業地域とか、森林地域の縮小というのが出てきていて、その個別の縮小については個別に審議されていますし、いろいろな技術基準等もあって一応問題ないという形で出てきていると思うのですけれども、一方で計画の基本方針というところにあったように、防災という観点からすると、流域治水の中では、例えば林野庁は、保水機能の維持向上と言っているし、農水省は遊水機能の維持向上という話をされている中で、流域全体として、個別の案件が何かまずい影響を与えているのではないかとかそういうことではないのですけれども、常に、個別に減少しています、でもそれは大丈夫です、というだけではなくて、流域全体として全然悪い影響を与えていませんよということを常にモニタリングして、それをできれば一般県民にも知らせていく必要があるし、例えば、ここで審議会で、今回は別ですけれども、審議会で森林地域縮小の案件が報告で出てきたときも、これは縮小しても全然問題ないですよというようなデータが併せて出てくるといえることがあると、国土利用として全体をちゃんと見ているんだよという、それがこの計画の基本方針にもあったように、まさにその防災という視点から、流域治水ということで、ちゃんと考えているんですよということを示していく必要もあるのではないかと思います。

【会長】 ありがとうございます。

この国土利用計画審議会の非常に重要な存在意義であります各種計画の調整機能について、今、流域治水という観点からしっかりと書き込んだらどうかという御発言でよろしいでしょうか。貴重な御意見ありがとうございます。

もし、事務局のほうで何かコメントがありましたらお願いします。

【事務局】 国の全国計画でも「流域治水の推進」が含まれております。県内でも、国や県、市町で構成する流域治水協議会において流域治水の取組を示した流域治水プロジェクトを策定しているところです。

地域特性に応じた、ハードとかソフトの減災対策を関係者で連携して、流域一体で推進する流域治水、この取組を全県下で今も展開しておりますので、次期計画につきましても、

その県の取組などを御紹介しながら、委員の皆様方の意見を取り込んで、計画に位置づけていきたいと考えております。

【会長】 すばらしい御回答ありがとうございます。

そのほか、御意見ございますでしょうか。

それでは、お願いします。

【委員】 質問になるのですけれども、第六次国土利用計画の全国計画の特色として地域管理構想の全国展開というのがあるんですけれども、これは実際には、この内容を読ませていただくと住民自らが地域の将来像を描くということで、どちらかというボトムアップ的に地域の在り方みたいなものを考える。

それと、国土利用に関しては、この国の計画があって県があって市町の計画があるように、基本的にマクロの視点から落とし込んでいって、地域の土地利用の国土利用の在り方を考えていくという主要な流れがある中で、この地域管理構想というのが、住民からのボトムアップ的な視点で積み上げていくものとの整合の取り方だとか、実際に地域の人たちが考える際における必要な情報、国の方針あたりも視野に入れながら、きちっと自分たちの将来について考える流れの中で、この地域管理構想というのが作り上げられていくべきだろうと思うので、これを策定する際における仕組み、そういったものもぜひ次期計画で、こういうものをつくるべきですよというだけでなく、その際における推進・策定のための仕組み、そういったものもきちっと検討していくべきではないかなというふうにも思っています。実際は、もう既に長野でやられているようなのですけれども、どういう体制でやられたのかを聞きたいなと思ったところです。最初は意見です。実際にやる時、どんな感じでやられているのかなというのを聞きたかった。

【会長】 それでは、事務局よろしくお願いします。

【事務局】 地域管理構想の体系ですけれど、今回ちょっと詳しく説明しませんでした。国が策定する国土の管理構想、その下で県が策定する管理構想、その下に市町村の管理構想がありまして、それを受けて地域管理構想という住民が策定する構想をつくるというような背景になってございます。これは、任意計画となっていて、国土利用計画と基本的には別につくることとなっておりまして、それをそれぞれ上位計画が、下の計画に向けて策定に向けた支援とか、作成するように働きかけを行うという内容になってございます。

現在ですが、モデル事業によって長野市の事例をつくったので、まだ県のものはないと

思うのですけれども、住民に集まっていただいて、市町村の支援を受けつつ、ワークショップを6回程度行って、このような構想図とか取組計画を策定されたと聞いております。

【委員】 すみません。それで気になったのは、今、委員からもあったように、もろもろ上位計画として求められる視点として流域治水の考え方とか、各地域ごとの、エリアの設定の特性だとか、県内においてもその地域のエリアをどう設定するかというところが非常に悩ましいなど。上位から持ってきたときに、各地域管理計画というのが、市町単位ではないだろうなというイメージの中で、その上位の視点をきちっと地域に落とし込んでいく際に、求められてくるエリア設定、適切なエリア設定というものがとても大事になってくるだろう。

ちょっとまだ感覚的な話をしていますけれども、そういうふうに感じますので、実際は、任意の計画ということをお聞きしましたがけれども、実際にこれは非常に大事な視点というか取組になるだろうと思いますので、そういったエリア設定ですとか、上位の計画、あるいは、大局的視点で必要となる視点で、重要となるところをちゃんと地域単位で受け取って、適切な管理計画ができるような流れができてくると、非常にいいものになるだろうと思って、次期計画のときには、任意計画とはいえ、そういった進め方への視点といったものも、ぜひ十分検討していただけるといいのかなと思いました。

以上です。

【会長】 大変貴重な御意見だったと思います。ありがとうございます。

私も首長をやっている関係で、人口減少の中で、中山間地のようなところをこれからコンパクトにしようみたいな流れがある中で、一方で地元のそこで暮らしている方々は、そう簡単に、じゃああっちへ行けと言って行けるかということ、そういう問題でもないだろうと。ですから、今、委員が御指摘のマクロから見るというのとミクロから積み上げるという、この2つをどう折り合いをつけるのかといったことについては、非常に難しい、それでいてチャレンジしがいのある課題だと思いますので、ぜひ県の当局の皆さんにその辺のところを今度の6月の骨子のときまでに、整理していただければと思います。貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、よろしく申し上げます。

【委員】 国で策定している第六次国土利用計画の中にも明記されていますけれども、その基本方針の①の2点目、所有者不明土地や空き家の利用円滑化ということありますけれども、発生する空き家、人口減少の中で発生する空き家の有効活用であったり、空き

家の発生抑制というところにおいて非常にこれからの管理というのは重要になってくるかと思えます。

静岡県の場合は、空き家が総住宅数に占める割合が平均より上だということで、この点についても、ぜひ空き家対策を含めた中で重点的に取り組んでいただきたいなというふうな思う点と、先ほど委員からもありましたが、流域治水の観点から、上流部と下流部と分けた場合に、上流部の部分も含めた上での流域治水に観点を置いた利用計画というものに対して、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

事務局からコメントがありましたら、お願いします。

【事務局】 御意見ありがとうございます。

空き家対策につきましては、県も、空き家バンクの開設や、市町の連絡会議などの開催など、市町や不動産関係の民間団体などと連携して取り組んでいるところでございます。

新しい計画の策定におきましては、担当するくらし・環境部と意見交換をしながら次期県計画での取扱いを検討してまいりたいと思えます。

流域治水につきましても、交通基盤部が担当しておりますので、意見交換をしっかりと、計画へ位置付けてまいりたいと考えております。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

ウェブ参加の方でも、何か御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

それでは、お願いします。

【委員】 お世話になります。

同じく、地域管理構想についてなのですけれども、行動計画のところ、これからの議論になるかと思うのですが、景観づくり、それから景観への配慮といった文言が幾つか出てまいりました。

今各市町村、市町で景観計画もつくられていますし、運用の中で、景観計画の見直し、あるいは新たに重点地区の指定等を進めている市町もございますので、そういった関連施策との連携をぜひ図っていただければと思えます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

事務局からお願いします。

【事務局】 御意見ありがとうございます。

景観につきましても、担当する交通基盤部と意見交換しながら、計画の中にしっかり位置づけられるように検討してまいりたいと考えております。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、その他、御意見ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、1号議案については、以上としたいと思います。

続きまして、2号議案につきまして、個別案件、つまり、県内各地における土地利用の変更についての案件でございますが、冒頭に、手続上の誤りがあった旨の説明がございました。この審議会は、当然のことながら、しっかりと変更内容を検証し議論する場でございますので、これも含めまして、皆様から御意見を頂戴したいと思います。よろしく願います。

単純な質問でも結構です。

それでは、お願いします。

【委員】 資料によると、手続きの誤りのほとんどが公共事業による開発案件で生じたという理解でよろしいでしょうか。

【会長】 事務局、お願いします。

【事務局】 委員がおっしゃるとおり、今回の発生事案の中で、やはりその多くは公共事業に関係するものが多かったという認識でございます。

公共事業については、森林法の中で、許可案件ではなくて連絡調整案件ということでなっております。その部分のチェックというのが甘かったと思いますので、今後はしっかりと進捗管理をして、審議会に諮るようにしていきたいと思っております。

【委員】 結果的に、公共事業の大きな傾向がまとまって出てきたがゆえに、見えるという結果が出ているなというところが実は感じたところで、やっぱり国土利用、この審議会の考え方と役割としては、個別案件についてどうこう意見を言うというのは、その質疑とか、その辺はきちっと指摘することは大事な役割だとは思っていますけれども、全体の県土の土地利用の在り方の全体の傾向を見て、必要な意見を言っていくという形になると思っていて、これまで、私も何年か参加させていただいているのだけれども、都度都度全体としてどういう状況にあるのかなというところが、努力して理解しようとしていたと

いうところがある中で、今回まとめてこういう形で出てきたがゆえに、全体の県土全体としての土地利用の公共の動き、それと民間の動きというものを一遍に見ることができた。

これは、単純に要望なんですけれども、この審議会において、県土全体の土地利用が概観できるそういった資料提示とかをしていただけると、今回まとまって出てきたがゆえに、分かるところもあるなというところを感じたものですから、ちょっと今後、この委員会においての資料の提示の仕方として、県全体の傾向としてこういう形があるようですというような視点が持てるような資料づくりというものをしていただけると、とてもいいのではないかなというところを感じました。

以上です。

【会長】 大変貴重な御意見ありがとうございます。

まず、本審議会の存在意義として、土地利用の全体的な調整ということが本論であって、各論について追認するということが意義ではないと、これは言うまでもないことで、事務局としてもそのつもりはないと思いますけれども、とはいいいながら一覧表を見ますと、この資料に、森林地域が縮小します、これだけ縮小します。理由は県の実施する事業、理由は民間の事業と、これしか書いてないから、これだけだとやっぱりその全体論としてやっぱり見えない。せつかく一覧表にするのであれば、今社会のどこがどうなっているんだということが分かるようにしていただくほうがいいかなと、私も思ったんですけれども、こうした今の委員の御指摘について、事務局から、何か御意見、御回答ありましたらお願いいたします。

【事務局】 御意見大変ありがとうございます。

国土利用計画、まさに総合調整の機能を持っているということで、来年度作成する県の国土利用計画におきましては、これも国もそうなのですけれども、10年後の農地とか森林とか原野、それぞれの目標値を立てます。今までのトレンドを元にして、10年後のその面積的な目標も立てていきますので、その中で、県の施策、それを反映してどうなるか、10年後、将来の姿を御説明しながら計画案を御審議していただきたいと思っております。

【会長】 お願いします。

【委員】 今、委員がおっしゃったものの全体像を示している一つに、先ほどちょっとフライングで議案1のときに言ってしまったんですけれども、流域治水の中で森林面積が、森林地域が減っていくとか、農業地域が減っていくということが、どういう何か状況になっていっているのかというのも一つ、今言った中の一つに含めていただけるとありがたい

なというふうに思います。

【会長】 ありがとうございます。

今のは事務局にお伝えするだけでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

そのほか御意見ありましたらお願いします。

それでは、お願いします。

【委員】 本質的な審査のことにはならないかもしれないんですけども、航空写真等を拝見していて、既にもう開発行為が終わっているところであっても、森林のままの航空写真になっている資料が何点かあります。素人目で見ても、非常に分かりにくいです。こういう開発が行われた、この場所の航空写真を映していただいて、それに基づく審査ということでない、付けていただいてもエリアは分かっても、ちょっと理解しにくいのです。そういったところで、開発行為が済んだところであれば、済んだ写真、航空写真をできるだけ用意していただきたいなというふうに思います。でないとなかなか審査が難しいかなと思いますけれども。

【会長】 事務局、お願いします。

【事務局】 航空写真につきましては、ある時点で、撮影したものを使ってございます。なので、今回、準備した航空写真につきましても、既に太陽光パネルが見えている写真と、まだ開発途中であるものだったり、開発前の森林の状態の写真であったりというような形になっています。極力、開発が終わったものについて分かるような形でお示ししたいとは思いますが、航空写真を撮った時期と、この審議会でお示しする時期の関係で、どうしても開発途中であったり、森林の状態であったりというような形になってしまいます。

【委員】 これだけ自然災害とかが増えているときに、防災減災、そういった観点からも、流域治水もそうですが、できるだけ理解しやすい資料でない、通り一遍の説明では難しいなと私は個人的に思いました。整理番号3の磐田市の太陽光パネルのも設置がされているんですが、この図面見ても、正直、これだけの海側の場所で、森林地域であったということは、それなりの防風林的なものがあったりとか、様々なことがあったのではないかなと想像されるのですが、もう磐田市が開発した後なので、なかなか意見しにくいんですけども、そういった部分も含めて、もう少し分かる資料をいただきたいなと思います。意見とさせていただきます。

【会長】 それでは、当局のほうは、今の委員の意見を参考に、今後、資料の作り方について工夫のほう、よろしくをお願いします。

そのほか御意見ございますでしょうか。なさそうですか。

よろしければ、以上を持ちまして、2号議案の土地利用基本計画図の一部変更（案）について、これを承認するという事でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、審議会としては「異議なし」ということで、承ることにいたします。

ここまでが審議事項で、続きまして、議事の（2）、報告事項ですね。それにつきまして、当局のほうからの説明をお願いします。

<森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について>

【会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明内容に対しまして、質問等ございましたらお願いいたします。

5つの案件が、おおよそ東・中・西・伊豆にきれいにバランスよく広がっていて、その5分の4が太陽光施設です。こうしたものに対する森林法に基づく林地開発の許可案件の報告になります。

今、太陽光というのは、一方で、エネルギーの、化石燃料からの卒業というのでしょうか、SDGs的なところがございます。あるいは、カーボンゼロとかそういった流れの中で、一方で貴重な森林をこうしてその中で開発が行われていると。これに対して、各種法律に基づいて審議、審査をして、このように許可になっているという案件でございますけれども、社会的に複雑な中で、どのようにバランスを取るのかといったこういう話でございますので、本日は、ウェブでなのですが、長泉の町長さんも御出席なので、せっかくですから、長泉町長さんに御発言をいただければと思います。

池田町長、いかがでしょうか。

【委員】 このように個別に出てきたときに、話を戻すと、会長がこの会議の冒頭で、そのときのゴールに向かって適切に柔軟に対応するんだというお話がありました。まさにそういうことなんだろうなというふうに思う部分と、先ほどの審議の中の後半、各委員か

ら県土として見てどうする、どういうものなんだということで、個別の案件ではなくて、そういう観点の審議、議論が必要なんだろうなというふうにおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりだと思う中で、この話に戻しますと、会長がおっしゃったとおりに、県全土で見たときに、太陽光発電の位置づけはどうなんだろうみたいな話と、このような大規模なものが、場所によってまちまち、磐田市あたりはかなり平地にあるのかなと、航空写真から見ると見えるのですけれども、そのような場所であったり、急傾斜地であったり、あるいは、先ほどもありました景観的にどうなんだろうみたいな話がある中で、県として、この太陽光発電の位置づけをどうなんだろうみたいな、全体的なコンセンサスといいますか考え方がないと、個別の案件これがいいとか悪いとかという意見は非常に私からすると言いにくいなと思います。

なので、そういうこの取扱いといいますか、位置付けといいますか、そういうものが何かどこかで情報共有するといいますか、コンセンサスを得るようなそんな機会、私が不勉強かもしれませんが、そういうものも必要なのではないかなというふうに思っていて、個別に対する意見はなかなか言いにくいなというのが、私の今の感想でしかないのですけれども、以上です。

【会長】 貴重な御意見ありがとうございます。

本日、総合政策の課長さんもいらっしゃっていますので、総合政策の観点から、あるいは、フロンティアの室長さんが、この全体の取りまとめの観点から、どちらでも結構ですので御意見ありましたら、御説明のほうをお願いしたいのですが。

【事務局】 フロンティアの推進室長から説明させていただきます。

先ほどおっしゃられたとおり、森林の保全、これも大切なんですけれど、再生可能エネルギーの導入促進についても、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、県の新ビジョンの中に再生可能エネルギーの導入量、これを拡大していこうということで、目標も立てて推進しているところでございます。

やはり今、住民との合意形成などで問題が生じているところも多々あると聞いておりますので、県でも、森林保全課から出しているんですけれども、住民との合意形成を図るための法改正の検討などを提案要望しているところでございます。

また、それを受けてというところではないかもしれませんが、国のほうで、再エネの特措法、この改正を今年、令和6年4月1日に施行されるという予定がございまして、そこではFITの認定の申請に際しまして、住民説明会等の実施を要件化するというような改

正も予定されていると聞いております。県も国に対しての法改正の要望などを続けながら、円滑に再生可能エネルギーの導入が進むよう努めていきたいと考えております。

【部長】 政策推進部長の石川でございます。

おっしゃるとおり太陽光発電につきましては、いろいろな面があると思っています。エネルギーを賄っていかなくてはいけない一方で、様々なその規定といいますか、安全確保についての対応が追いついてないのではないかとこのところも多々見受けられます。

また、その土地に1回パネルを置いてしまいますと、その後の利用もかなり難しくなるとか、土地の栄養といいますか、今まで培ってきた土地の価値とかいろいろなものを活用がしにくくなるというのも分かりました。

そういったものを政策的にどうしていくかということであれば、国土利用計画でも、当然そうすけれども、そもそも政策としてどうするのかというのを改めて議論すべきものだと思っております。

御意見を伺いまして、我々もそのエネルギー担当ですとか、自然保全の担当ですとか、また改めてお話をしてみたいと思っております。

【会長】 部長さんから心強い言葉をいただきました。ありがとうございます。

ほかにも、せっかくですので、何かありましたら、御意見のほういただけますでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。

太陽光発電の問題は、皆さんがおっしゃいましたように、これから向け、県としてどういう方向性を持っていらっしゃるのかという事を、伺いたいと思しました。

また、太陽光発電も含め、地熱発電や風力発電等、これから先の再生可能エネルギーにつきまして、やはり、県が主体となっただき、市町との連携を深め、協力して考えていただけますようお願いしたいと思います。

森林地域減少の案件がたくさん出てきますが、森林は水源であり、緑のダムの働きをしてくれ、洪水も防ぎ、空気をきれいにしてくれたり、森林から遠く離れた海の生き物も育ててくれ、先ほど委員がおっしゃいましたように風を防ぐ働きもしてくれる等、様々な働きをしてくれています。

このように計り知れない働きをしてくれている森林を開発する事は、簡単な事かもしれないのですが、森林が作られるには、とても長い時間がかかると思います。

また、その開発後の影響や動きも分かりにくい事ですので、できましたら慎重に検討し

ていただきたいと思ひますし、市町、住民の意見も聞きながら、協力して、整備保全に取り組んでいただきたいと思ひます。

そして、山間地の人々が、実際に森林を守って下さっていますので、そういう方々の暮らしや、森林整備への予算なども、できるだけ取っていただけると良いかと思ひます。

【会長】 貴重な御意見ありがとうございます。

生活の森という、そういう代表らしい御意見だったと思ひます。

本日は、森林関係の部局の課長さんもいらっしゃっていますので、御意見賜ればと思ひますが、いかがでしょうか。

【事務局】 森林計画課長の中山と申します。

森林の開発については、規則に基づきまして適正に開発を進めていただいているところでもあります。

森林につきましては、先ほど委員からもお話がございましたけれども、地域で働いている方々がいらっしゃいます。そして、その方々が、中山間地等の森林を守っています。そういう方たちが生き生きと働けるように、県としましても、支援制度、そういった予算を確保してまいりたいと思ひます。

【会長】 ありがとうございます。

私は、静岡県の山村振興協会の県の代表都市だったそうで、それで先般、国のほうでやっている全国の総会に出たら、静岡県での参加者が私1人だったのでちょっと驚いたのですけれども、そちらへ行ったとき、森林の持っている外部経済でしょうか、森林の持っている様々な機能、それをよりいい方向に使うためにこんな制度がありますよという説明を、林野庁の方々がたくさんメニューを紹介してくださって、こんなに森林というのは宝の山なのかと思ひたわけですね。

ですから、今、委員がおっしゃったように、この森林をどういうふうこれから計画的に保全するのか。もちろん計画的に考えていらっしゃるんで、国土利用計画法の中でこういうふうになっているというところだと思ひますけれども、それについて、これからは、私どものこの審議会の中で、しっかりと説明をできるような形で、資料づくり等もお願いしたいと思ひます。先ほど委員のほうからも資料の作り方についての御指摘もございました。ぜひその辺について御配慮いただければと思ひます。

そのほか御意見ございますでしょうか。一通り、本日御参加の皆様から意見は頂戴した

のですが、ほかにも何かこれは言いたいということがまだ残っていたら、若干時間が残っておりますので頂戴したいと思うのですが、いかがでしょうか。それでは、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、報告事項については、以上で終了したいと存じます。

本日予定されておりました全ての議事は終了いたしました。

審議の円滑でかつ有意義な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行は事務局にお返しいたします。

【司会】 議事事項につきまして、御審議いただき、ありがとうございました。

審議会を閉会するに当たりまして、政策推進担当部長の石川より、一言御挨拶を申し上げます。

【部長】 委員の皆様方におかれましては、熱心に御審議、御議論いただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、松木会長におかれましては、円滑な審議会運営をしていただきまして、心から感謝申し上げます。

今後、土地利用基本計画図の変更につきましては、国土交通省及び関係市町の意見聴取を経て決定、公表してまいります。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、任期は3年間となっております。この3月13日で一旦区切りがつくところでございます。長きにわたりまして、当審議会において御尽力いただきましたことに、改めて深く感謝申し上げます。今後とも、県政に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの御礼の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

【司会】 以上をもちまして、令和5年度静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —